

徳島県告示第六百一一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一二三二条第六項の規定により、令和六年度徳島県一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

令和七年十一月九日

徳島県知事　後藤田　正　純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県出納局会計課、県庁ふれあいセンター、徳島県南部総合県民局阿南庁舎及び徳島県西部総合県民局三好庁舎に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）